

改正 平成28年10月21日告示第463号

神奈川県地球温暖化対策推進条例第18条第1項の規定により、建築物温暖化対策指針を次のとおり定め、平成22年4月1日から施行する。

建築物温暖化対策指針

1 目的

この指針は、神奈川県地球温暖化対策推進条例（平成21年神奈川県条例第57号。以下「条例」という。）第18条第1項の規定により、特定建築主が特定建築物に係る地球温暖化対策を適切に実施するために必要な事項を定めるものである。

特定建築主は、条例第19条第2項の規定により、建築物温暖化対策計画書（以下「計画書」という。）の作成に当たって、同条第1項第4号から第7号までに掲げる事項については、この指針に基づく検討の結果に基づいて記載しなければならない。

また、建築物の新築等をしようとする者（特定建築主及びこの指針が準用される建築主を除く。）及び建築物を所有し、又は管理する者は、当該建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制を図るための措置を講ずる際にこの指針を参考にして取り組むものとする。

2 用語の意義

この指針において使用する用語は、特段の定めがある場合を除き、条例及び神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則（平成21年神奈川県規則第73号。以下「規則」という。）で使用する用語の例による。

3 計画書の記載事項の検討

計画書の記載事項に関して、検討する内容を定める。

(1) 特定建築物に係る地球温暖化対策の措置（条例第19条第1項第4号）

特定建築主は、特定建築物の新築等を行うに当たり、特定建築物の建設、利用、修繕、解体撤去に至るまでの間に排出される温室効果ガスの排出の抑制及び環境への影響の低減を図るため、次に掲げる各項目に係る地球温暖化対策の措置を検討するものとする。

ア エネルギー使用の合理化

(ア) 建築物の熱負荷抑制

(イ) 自然エネルギー利用

(ウ) 設備システムの高効率化

(エ) 効率的運用

イ 資源の適正な利用

(ア) 水資源保護

(イ) 非再生性資源の使用量削減

(ウ) 汚染物質含有材料の使用回避

ウ 敷地外環境の保全

(ア) 地球温暖化への配慮

(イ) 地域環境への配慮

(ウ) 周辺環境への配慮

(2) 特定建築物に係る地球温暖化対策の措置の評価（条例第19条第1項第5号）

特定建築主は、県が提供する建築環境総合性能評価システム（以下「CASBEEかながわ」という。）を用いて特定建築物に係る地球温暖化対策の措置の評価を行うものとする。

特定建築主は、CASBEEかながわを用いて作成した次のシートを「特定建築物に係る地球温暖化対策の措置」及び「特定建築物に係る地球温暖化対策の措置の評価」として提出するものとする。

ア 評価結果シート

イ 重点項目シート

ウ スコアシート

(3) 再生可能エネルギー等の活用に係る検討の結果（条例第19条第1項第6号）

特定建築主は、特定建築物のエネルギー需給の状況等を踏まえ、次に掲げる再生可能エネルギー等を活用した設備機器について、地理的条件、技術的条件及び経済的条件などを考慮して、導入を検討するものとする。

ア 太陽光発電設備

イ 太陽熱利用設備

ウ 風力発電設備

エ バイオマス発電・熱利用設備

オ 水力発電設備

カ 温度差熱利用設備（地中熱、温泉水、表層水等と外気の温度差を利用する設備をいう。）

キ 建築物躯体の構造上の工夫により、電気や燃料等を使用せずに自然の光、熱、風等を利用して室内環境の調節を行うことを目的とした次の設備

（ア） 自然光利用設備

（イ） 日射熱利用設備

（ウ） 地中熱利用設備

（エ） 自然換気設備

ク 条例第2条第5号に規定する温室効果ガスの排出の抑制に著しく寄与する機械器具

4 特定建築物以外の建築物に係る計画書に関する事項

特定建築物以外の建築物であって規則第10条で規定する規模以上の建築物の新築等をしようとする者が条例第19条第3項の規定に基づき、計画書（特定建築物以外の建築物用）を作成して提出する場合は、この指針を準用するものとする。この場合において、「特定建築物」とあるのは「建築物」と、「特定建築主」とあるのは「建築主」と読み替えるものとする。